

1 調査名称：（笛吹市）都市計画道路見直し調査

2 調査主体：山梨県笛吹市

3 調査圏域：笛吹市管内

4 調査期間：令和3年6月11日～令和4年2月25日

5 調査概要：【都市計画道路網の見直し検討】

笛吹市では、令和3年3月に「都市計画マスタープラン（改訂版）」（以下「都市マス」）を策定し、都市計画道路の見直しについて明確な位置づけを行った。これに基づき、「都市計画基礎調査」結果及び「都市マス」に示された交通体系の整備方針に対応した「都市計画道路見直し計画」及び「整備プログラム（仮称）」を策定した。構成については以下のとおり。

- 1) 基本事項の整理
- 2) 都市計画道路の見直し再検討
- 3) 交通量推計
- 4) 都市計画道路見直し計画及び整備プログラム（仮称）作成

I 調査概要

1 調査名称

笛吹市都市計画道路見直し調査業務

2 報告書目次

【目次】

1. 基本的事項の整理

1・1 はじめに	1
(1) 調査の背景と目的（国の動き）	1
(2) 調査の背景と目的（笛吹市の動き）	2
1・2 市の現況	3
(1) 位置・地勢、自然環境	3
(2) 社会・経済状況	5
(3) 土地利用と公共・公益施設の状況	9
(4) 地域指定等都市計画の指定状況	11
1・3 笛吹市の道路	12
(1) 市の道路状況	12
(2) 道路・交通まちづくり方針	15
1・4 笛吹市の都市計画道路	17
(1) 都市計画決定の経緯	17
(2) 都市計画道路の整備状況	18
1・5 都市計画道路の役割と種別	20
(1) 都市計画道路の機能	20
(2) 都市計画道路の種別	21

2. 都市計画道路の見直し

2・1 都市計画道路の見直しの基本方針	23
2・2 見直し検討対象路線の抽出	25
2・3 見直し候補路線の抽出	27
(1) 都市計画道路の必要性の再検証（必要性の判断）	27
(2) 見直し候補路線の抽出	41

3. 見直し案の作成

3・1 見直し素案の作成	43
(1) 望ましい都市計画道路の配置	43
(2) 見直し候補路線の整備の方向性	46
(3) 見直し素案	47
3・2 見直し素案の検証（将来交通需要への対応）	48
(1) 将来交通量推計の検証内容	48
(2) 将来交通量推計	49
3・3 見直し案の作成	55
(1) 見直し案	55

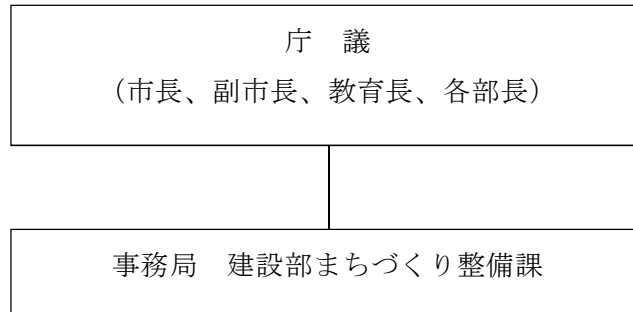
4. 今後の取組

4・1 都市計画道路の廃止	56
4・2 都市計画道路等の整備プログラム	58

参考資料（交通量推計関連資料）

1 交通量配分手法	60
2 OD表の作成	65
3 ネットワークデータの作成	79
4 現況再現の再現性確認	81
5 将来交通量推計	87

3 調査体制



4 委員会名簿等：

なし

II 調査成果

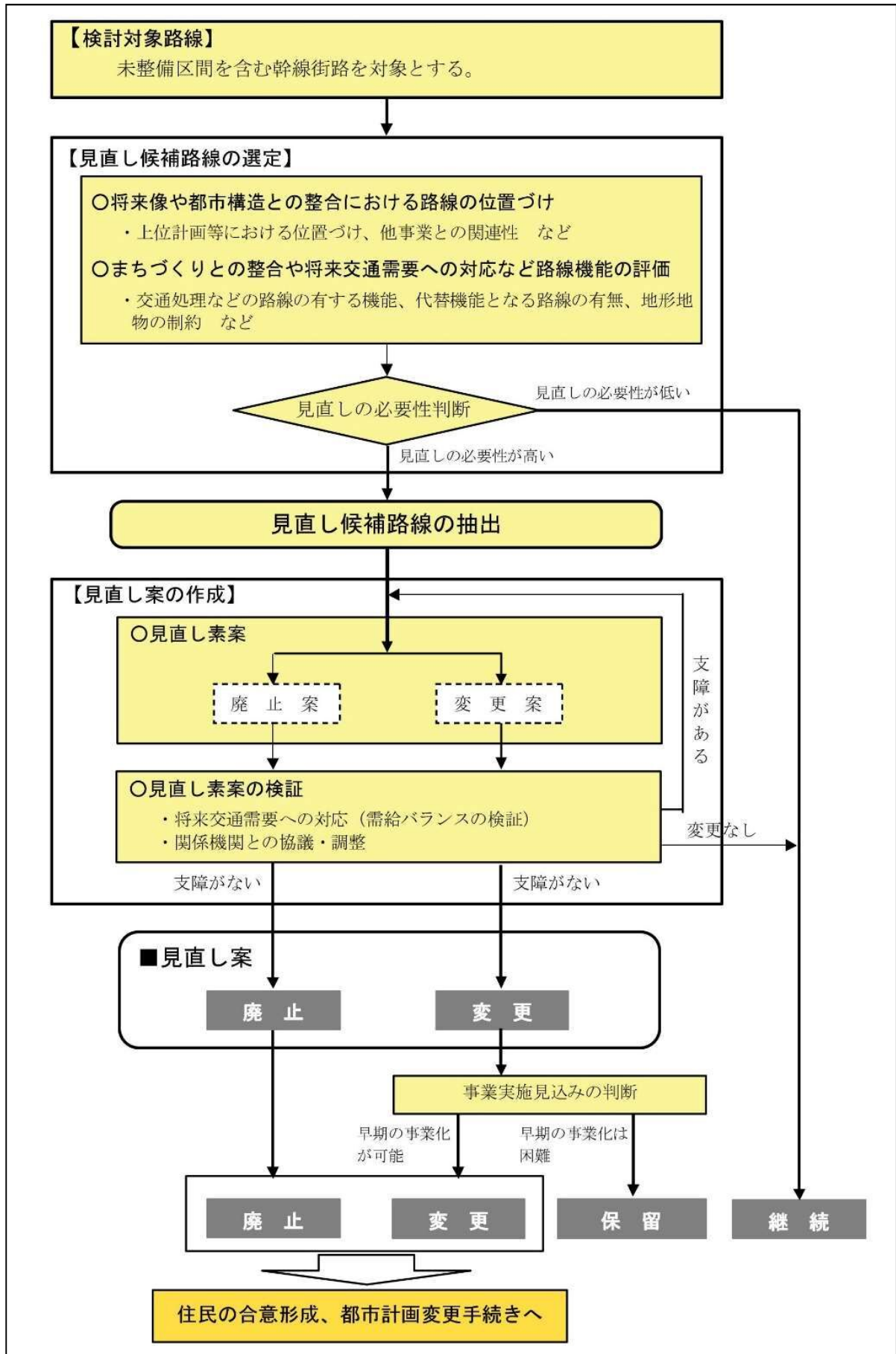
1 調査目的

本市の都市計画道路は、高度成長期における都市の拡大、自動車交通量の増大を見据え 10 路線、約 17.9 km が都市計画決定されている。これまでに整備を進めてきたものの、令和 3 年 3 月末時点での整備率は約 44%にとどまっており、都市計画決定後、長期にわたり未着手となっている路線や区間も数か所存在している。

長期間にわたり整備が行われていない路線・区間には、社会経済情勢の変化などにより、その必要性に変化が生じている路線・区間もあると考え、本市では平成 27 年～平成 28 年にかけて、都市計画道路の見直し再検証を行い、都市計画道路見直し素案（以下、「見直し素案」）を作成し、見直し候補路線の選定を行った。

本計画は、見直し素案を作成後 4 年が経過し、令和 3 年 3 月に、「都市計画マスタープラン（改訂版）」を策定したことを受け、交通体系の整備方針の明確な位置づけとして、都市計画道路の必要性を再検討（分析・検証）し、「都市計画道路見直し計画」及び「整備プログラム」を策定し、早期整備の実現を目的としている。

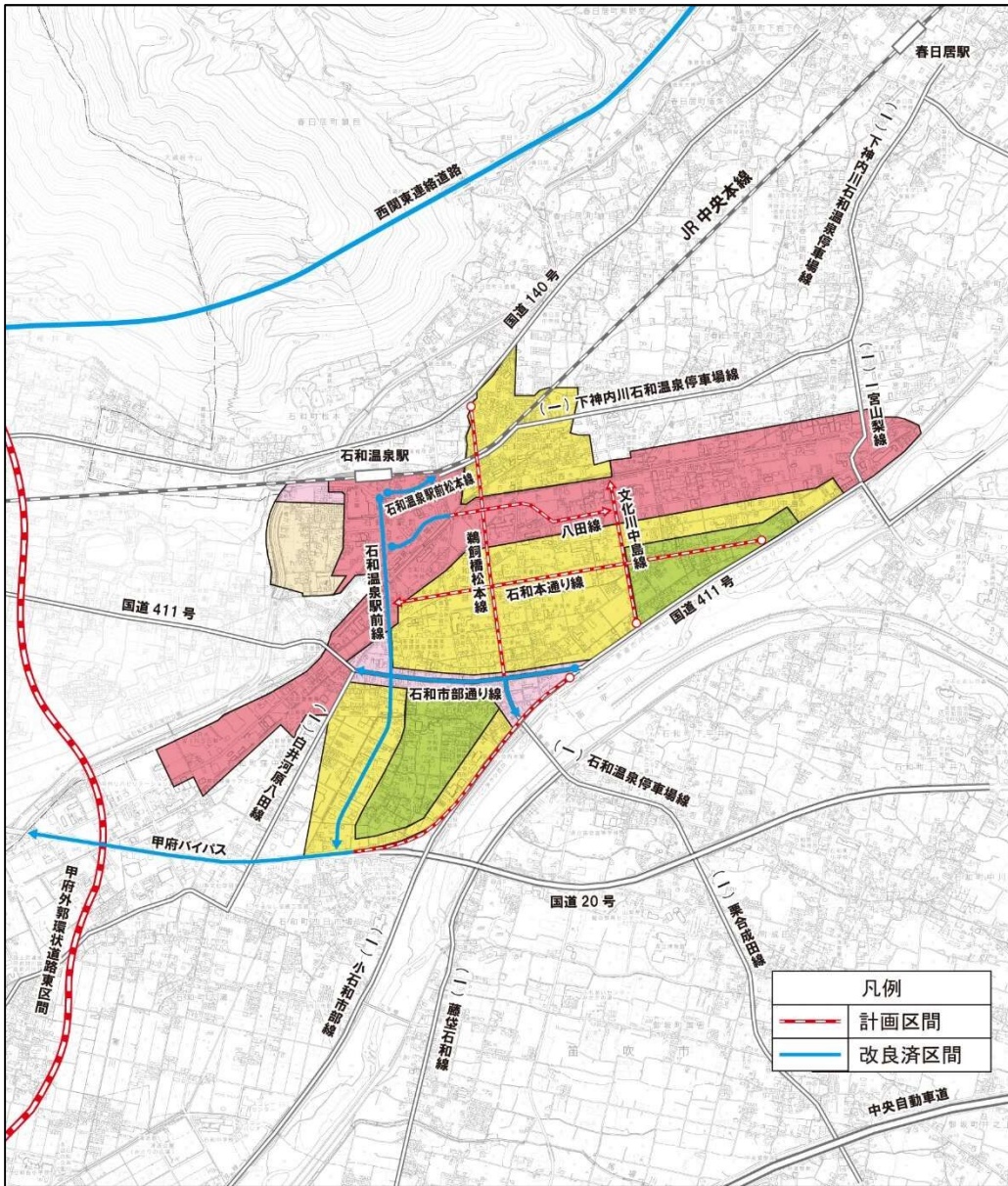
2 調査フロー（全体）



●図 2-1 見直しのフロー

3 調査圏域図

笛吹市都市計画区域内のうち主に用途地域内（J R石和温泉駅周辺）



4 調査成果

◎都市計画道路の見直しについて

本市の都市計画道路は、高度成長期における都市の拡大、自動車交通量の増大を見据え 10 路線、約 17.4 kmが都市計画決定されてます。(一覧は以下のとおり。)

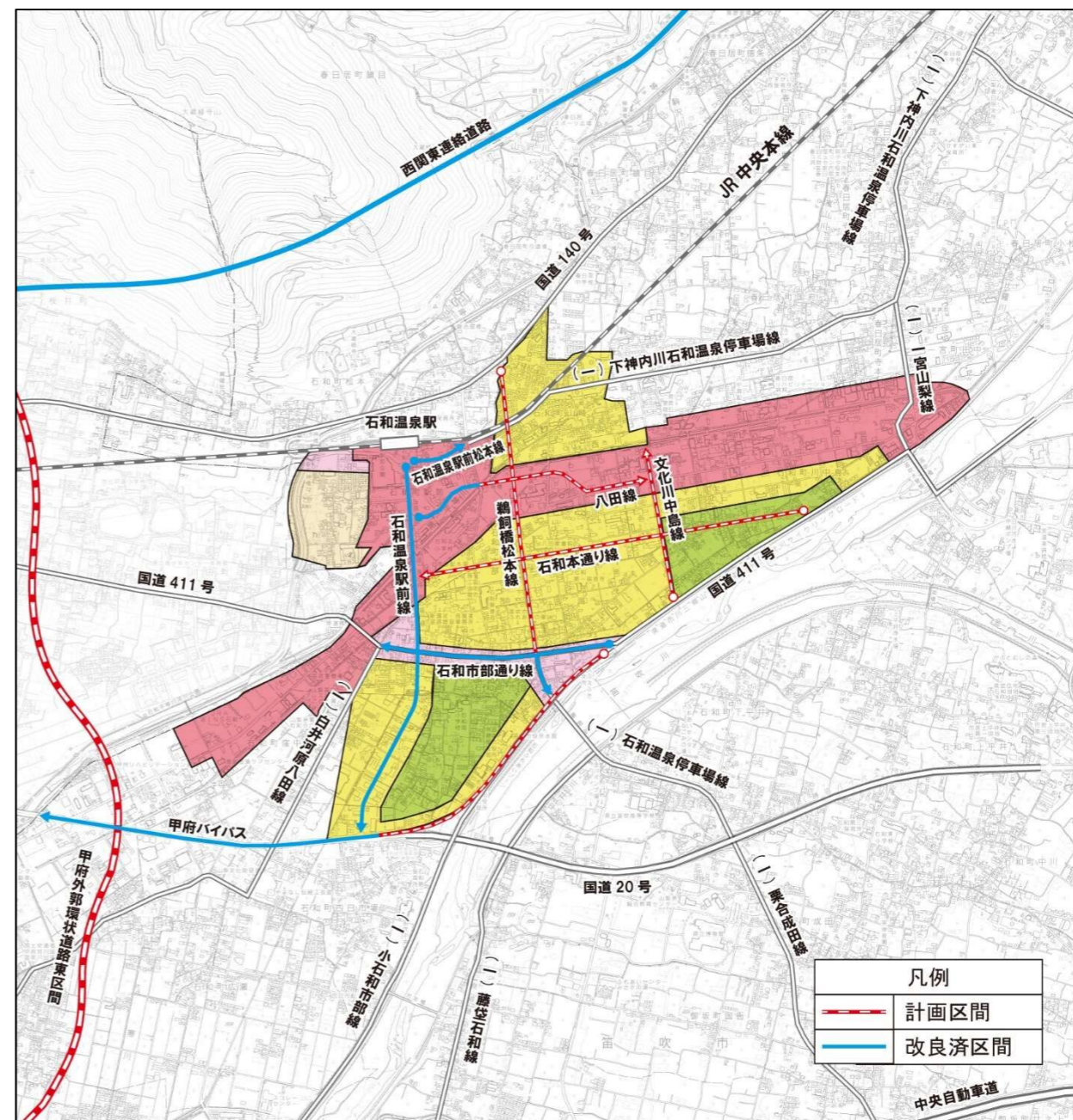
これまでに県街路事業、土地区画整理事業と合わせ整備を進めてきましたが、令和3年3月末時点における整備率は約 43%となっています。都市計画決定後、長期にわたり未着手となっている路線や区間も数か所存在してます。H29,H30 に国により示された「都市計画道路の見直しの手引き(総論、各論)」の中で、都市計画道路の見直しにおいて、路線の変更だけでなく、廃止も含めた考えが示された。このことを踏まえ、長期間にわたり整備が行われていない路線・区間には、社会経済情勢の変化などにより、その必要性に変化が生じている路線・区間もあると考え、R3.3に見直された「都市計画マスタープラン」の内容に合わせ、都市計画道路の見直し及び再検証を行いました。

この結果、R4.3に都市計画道路見直し素案を作成し、見直し候補路線の選定を行いました。

【笛吹市内都市計画道路一覧】

路線名	代表幅員(m)	車線数	延長(m)(A)	整備済み延長(m)(B)	整備率(%) (B)/(A)	当初決定年月日
西関東連絡道路	36	4	3,190	3,190	100.0	H9.4.7
甲府外郭環状道路東区間	18	4	4,350	0	0.0	H25.3.7
石和温泉駅前線	12	2	1,500	1,500	100.0	S37.3.28
石和本通り線	12	2	1,630	0	0.0	S37.3.28
八田線	12	2	1,020	304	29.8	S37.3.28
鵜飼橋松本線	12	2	1,350	164	12.1	S37.3.28
文化川中島線	12	2	680	0	0.0	S38.3.30
甲府バイパス	22	4	2,980	1,450	48.6	S46.3.31
石和温泉駅前松本線	12	2	250	250	100.0	H3.3.25
石和市部通り線	17	2	950	950	100.0	H7.9.4
全体			17,470	7,458	42.7	

【笛吹市内都市計画道路整備状況一覧】

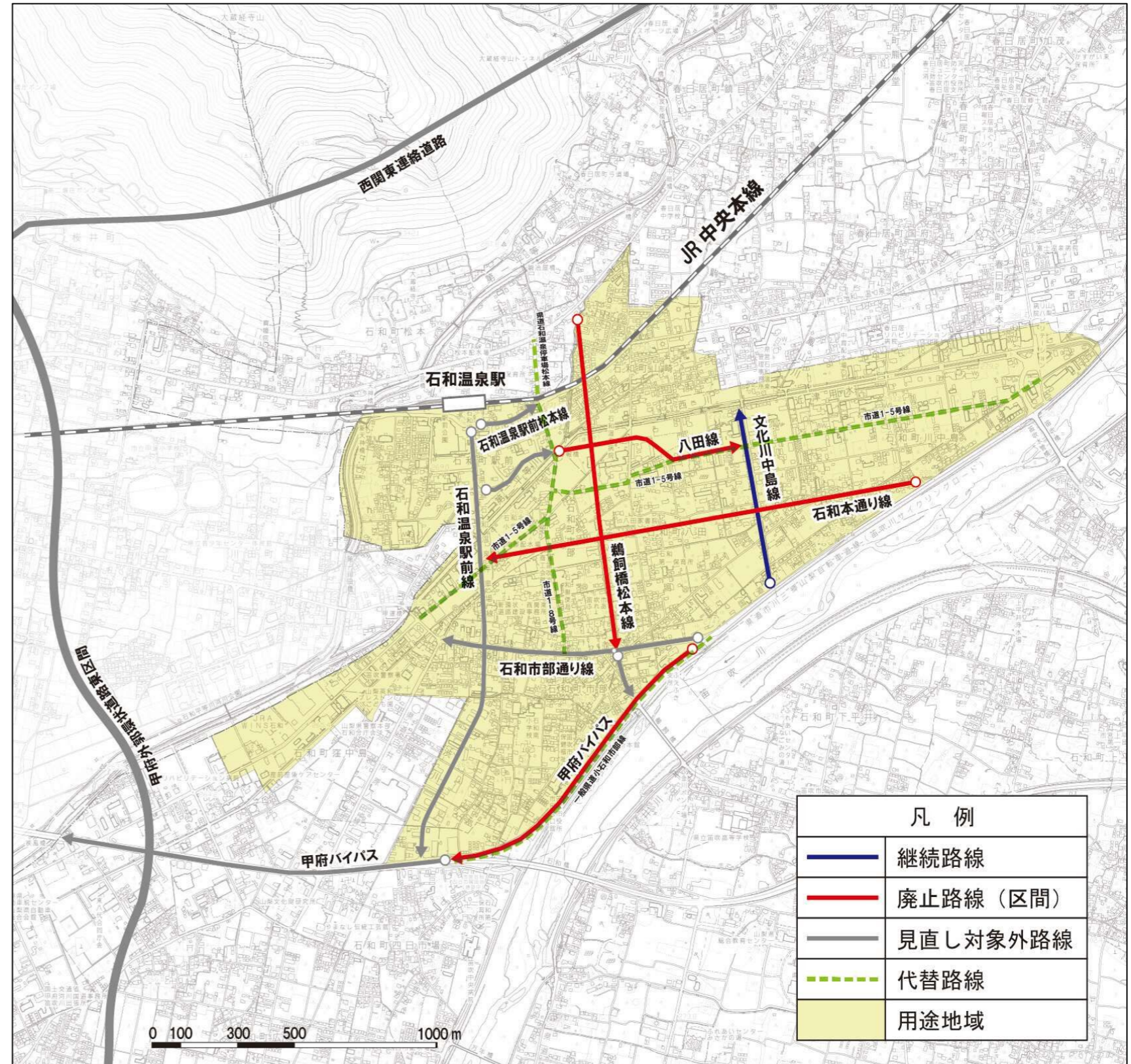


(1) 見直し案

見直し素案の検証（将来交通需要への対応）の結果、周辺道路への影響など支障が少なく、将来交通需要に対応していると判断できることから、以下を見直し案とする。

●表 都市計画道路等の見直し案

	路線名	見直し案
都市計画道路	3・5・2 石和本通り線	●都市計画道路としては「 廃止 」する。
	3・5・3 八田線	●都市計画道路としては、未整備区間を「 廃止 」する。
	3・5・4 鵜飼橋松本線	●都市計画道路としては、未整備区間を「 廃止 」する。
	3・5・5 文化川中島線	●都市計画道路として「 継続 」する。
	3・3・6 甲府バイパス	●都市計画道路としては、未整備区間を「 廃止 」する。
代替路線	市道 1-5 号線	●代替路線として 拡幅整備(W=12m) する。 ●(都)石和温泉駅前線以西の区間を対面通行とする。
	市道 1-8 号線	●代替路線として 拡幅整備(W=12m) する。



●図 3-14 都市計画道路の見直し案図

